

04JFIA第132号

令和4年6月8日

一般社団法人 日本加工食品卸協会
会長 國分 晃 様

一般財団法人 食品産業センター
理事長 荒川 隆
(公 印 省 略)

優越的地位の濫用による取引慣行問題の改善等についてお願い

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当センターの活動にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます

当センターでは、従来から実態調査等を通じ、食品の流通取引における大規模小売店の優越的地位の濫用行為の是正に取り組んでおります。その取組みの一環として、本年2月に実施した「食品産業における取引慣行の実態調査」の結果が取りまとめられましたので、ご報告申し上げます。

その結果によれば、全体的には不当であると思われる要求・要請は前回調査と比較して、ほぼ同じか減少しておりますが、具体的な事例のなかで、いくつかの問題点、解決すべき課題も指摘されております。

また、昨年から原油価格・物価高騰が続くなか、政府は年末に「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を定め、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に価格転嫁するための環境整備を進められておりますが、今回の本調査において、一部の食品製造業者は流通事業者との交渉の中で、容易に転嫁が受け入れてもらえない実態が伺われる結果となっております。

当センターとしても引き続き取引慣行の改善に取り組むとともに、政府のこのような施策の推進に貢献できるよう努めてまいりたいと考えております。

貴会及び貴会会員におかれましては、これまでも独占禁止法遵守のため、仕入担当者等への周知徹底等に努められており、当センターとして改めて感謝申し上げますところではあります。上記のような事情をご賢察のうえ、今後とも傘下の会員各社に対し、不公正な取引が行われることのないよう、また昨今の厳しいコスト上昇の下で、取引事業者全体のパートナーシップによる適切な価格転嫁が実現されるよう、ご理解・ご協力とご指導を賜りたく、お願い申し上げます。

令和4年6月8日

令和3年度食品産業における取引慣行の実態調査について

一般財団法人 食品産業センター
企画調査部

食品産業センターでは、平成7年からほぼ毎年食品産業における取引慣行の実態調査を行っている。令和3年度においても、本年2月に、食品製造事業者へのアンケートによって、食品産業における取引慣行の実態調査を実施した。

1. 調査期間：令和4年2月
2. 調査対象：食品製造業 1,700 社
(株式会社東京商工リサーチデータより抽出)
3. 有効回答：294 社 (有効回答率 17.3%)
4. 調査項目：
 - (1) 協賛金負担の要請について
 - (2) センターフィー負担の要請について
 - (3) 従業員派遣の要請について
 - (4) 不当な値引き・特売商品等の買ったたき等について
 - (5) 過度の情報開示の要求について
 - (6) プライベート・ブランド (PB) 商品に関する要請について
 - (7) 新型コロナウイルス感染症拡大に関係した要請について
 - (8) 改正独占禁止法について
 - (9) 全体を通じて
5. 公表日時：令和4年6月8日(水) 15時

・報告書の内容について、農林水産省、公正取引委員会、経済産業省および流通関係団体(9団体)に説明を行うとともに、優越的地位の濫用による取引慣行の改善について指導・協力要請を行う予定。

・また、平成19年度より報告書の全文を、当センターのホームページで公開している。令和3年度調査報告書についても、ホームページで公開する予定であるので、ご活用いただきたい。

食品産業センターホームページ：<https://www.shokusan.or.jp/>

・なお、本調査報告書では、回答企業から寄せられた意見をほぼそのまま紹介しており、それぞれの回答企業が流通からの要請をどのように受け止めているのかという視点でお読みいただきたく存じます。

(参考：公正取引委員会による関連資料)

* 公正取引委員会ホームページ

<https://www.jftc.go.jp/>

* 「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」
告示（平成17年5月）

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/tokuteinounyu.html>

* 『「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」の
運用基準』（平成23年6月改正）

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/daikibokouri.html>

* 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成29年6月改正）

https://www.jftc.go.jp/hourei_files/yuetsutekichii.pdf

* 「新型コロナウイルス感染症拡大に関連する下請取引Q&A」

<https://www.jftc.go.jp/oshirase/coronashitaukeqa.html>

* 「消費税転嫁対策特別措置法の失効後における消費税の転嫁拒否等の行為に係
る独占禁止法及び下請法の考え方に関するQ&A」

<https://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/tenka-shikko-QandA.html>

* 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/partnershi
p_package_set.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/partnership_package_set.pdf)

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index.html

(参考：農林水産省による関連資料)

* 「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に基づく『食品等流通
調査』について」

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/ryutu/kouzou_kaizen/ryutsu_chosa.html

* 「食品ロス削減に向けた商慣習見直しに取り組む事業者の公表」

<https://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kankyoi/201030.html>

* 「食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン」

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/tekiseitorihiki.html>

令和3年度食品産業における取引慣行の実態調査報告書のポイント

一般財団法人 食品産業センター
企画調査部

今回の調査報告書のポイントは以下のとおりです。

- 1 前回調査と比較して、調査項目への要求・要請については、全ての項目でほぼ同じか減少した。下記6項目の要求・要請は年々減少傾向であり、不当な値引きを除いた6項目は過去10年間のなかでもっともスコアが低かった。

項目	協賛金	センター フィー	従業員派遣	不当な 値引き	買ったとき	過度の 情報開示
スコア	26.3%	33.4%	18.5%	4.8%	6.9%	6.2%
前回比	-2.2ポイント	-6.6ポイント	-1.2ポイント	+0.8ポイント	-0.3ポイント	-1.5ポイント

- 2 要求、要請への対応については、【応じる計】（「全て応じざるを得ない」＋「ほとんど応じている」）で見ると、センターフィー、従業員派遣、不当な値引き、過度の情報開示に【応じる計】スコアが増加している。一方、協賛金、買ったときに【応じる計】スコアは減少している。

センターフィーに【応じる計】スコアは他の項目より突出して高い。

項目	協賛金	センター フィー	従業員派遣	不当な 値引き	買ったとき	過度の 情報開示
応じる計	33.6%	64.3%	26.2%	27.6%	8.4%	34.7%
前回比	-3.7ポイント	+1.2ポイント	+1.6ポイント	+2.6ポイント	-8.8ポイント	+5.6ポイント

- 3 （1）協賛金負担に関する項目では、協賛金の種類では「チラシ協賛金」「新製品導入協力協賛金」「新規（改装）オープン協賛金」が多かった。なお、禁止行為とされる「決算対策の協賛金」のスコアは2年連続でかなり増加した。（23.4%、+9.1ポイント）

- 4 （6）PB商品に関する要請では、小売業のPB商品の製造受託が「あった」との回答は60.8%で、前回調査と比較してやや減少（-5.7ポイント）した。その受託に関して、小売業からの不当であると感じる要請等が「あった」との回答は13.5%（+1.1ポイント）とわずかに増加した。不当な要請の内容は「生産ロットに関する要請」「NB商品の取引中止や取引数量の減少をちらつかせる」「価格交渉等で不利になる情報開示の要請」などがあった。

- 5 (7) 前回に引き続き調査項目とした新型コロナウイルス感染症拡大に関係した要請については、不当であると思われる要請が「あった」との回答は0.8% (10件) であり、特別に注視する事例は多くなかった。
- 6 事業者の資本金規模別分析では、(1) 協賛金負担の要請、(2) センターフィー負担の要請、(3) 従業員派遣の要請について、例年の調査と同様に大規模事業者ほど各項目の要請を受ける割合が多く、逆に小規模事業者は要請を受ける割合は少ないものの、要請を受けた場合は応じざるを得ない実態が確認された。
- 7 (8) 平成21年の独占禁止法の改正により「優越的地位の濫用」行為が課徴金の対象とされていることを知っている事業者は、平成25年度調査の認知度70.3%をピークとして、長期的に低下傾向が続き、今回調査でもわずかに下がっている(-3.1ポイント)。また、資本金1億円未満の事業者の認知度は50%程度であった。このような制度の周知については単発的な取り組みで成果が得られるものではないことから、今後とも、本調査結果報告の機会等をとらえて継続した取り組みを行っていく必要があると思われる。

(まとめ)

取引慣行における小売側の改善(かなりの改善+ある程度の改善)は、前回調査とほぼ同スコアであった(81.6%、-0.5ポイント)。直近4年間ほど足踏みが続いているものの、過去10年間では約10ポイント改善している。

個々の事象については、今後も注視しなければならないケースも散見されるが、「大規模小売業告示」に示されている禁止行為(不当な協賛金要請、不当なセンターフィー要請、不当な従業員派遣要請、不当な値引き、特売商品等の買ったたき)、および「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」で問題とされる「過度な情報開示要請」については大きな方向性としては減少傾向と言えるだろう。

また、昨今、話題となっている「製品への適正な価格転嫁」については、具体的な例が多く寄せられており、さらなる原材料価格およびエネルギー価格の高騰が予想される中で、引き続き注視していくことが重要と考える。

いずれにせよ、本調査結果等を踏まえ、従来の商慣習にとらわれることなく、商談や事前協議・説明の徹底等関係者全員の一層の努力により、更なる改善が必要と考える。